

技 管 第 3 8 3 号
平成30年6月7日

森林環境部長
農政部長
企業局長
県土整備部各課(室)長
県土整備部各出先機関の長 殿

県 土 整 備 部 長

県工事における社会保険の加入に関する指導強化の一部修正について(通知)

このことについて、平成29年7月より「県工事における社会保険の加入に関する指導強化」により、下請契約における未加入企業に対する加入指導の強化を実施しているところですが、一次下請契約については、平成29年11月1日付け、技管第1021号「県発注工事における社会保険等加入対策について（通知）」により、社会保険等加入業者に限定することとしております。

こうしたことから、平成29年7月11日付け、技管第529号「県工事における社会保険の加入に関する指導強化について（通知）」を一部修正しますので、遺漏のないよう、適切な指導をよろしく申し上げます。

なお、平成29年7月10日時点で契約している工事及び平成30年3月以前に入札公告または指名通知した工事については、従前どおりの取り扱いであることを申し添えます。

本通知は、県土整備部キャビネット>技術管理課>施工管理>社会保険等加入対策指導強化についてに掲載しております。

○山梨県庁ホームページ「社会保険等加入対策について」に掲載しております。

<http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/shakaihokentaisaku.html>

県土整備部 技術管理課 技術基準担当 TEL 055-223-1682 内線 7155

「社会保険加入に関する指導強化の実施方法について（修正）」

○施工体制台帳により、未加入企業が確認された場合、別紙「社会保険加入指導強化における実施フロー（以下「実施フローという）」に基づき、加入指導を実施するものとする。

1. 対象工事等

(1) 対象工事

平成 30 年 4 月 1 日以降に入札公告または指名通知する建設工事

(2) 対象企業

- ・二次下請以降の下請企業のうち建設業許可を有する業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者）で、社会保険等の加入が義務づけられているもの
- ・建設業許可を有しない業者で、社会保険等の加入が義務づけられているもの（下請次数を問わない）

2. 指導強化方法

(1) 【施工体制台帳（写し）提出時のチェックリスト】（別添 1）の確認事項「下請負人の社会保険加入の有無を確認している」において、元請企業に加入状況を確認させ、提出させる。（実施フロー①）

(2) 未加入企業が確認された場合は、次のとおりとする。

1) 工事打合簿（別添 2）により、元請企業に対し、下請企業へ社会保険に加入するよう指導する旨を通知し、指導内容の報告を受ける。

（実施フロー②～④）

2) 通報様式（別添 3）に必要事項を記載し、未加入企業に係る施工体制台帳・施工体系図の写しと併せ、電子メールにより技術管理課に提出する。（実施フロー⑤）

3. 留意点

通報後、下請企業の加入状況に変更があった場合は、再度、該当する施工体制台帳のみを提出させ、通報様式（別添 3）と併せ、電子メールにより技術管理課に報告をする。（備考に変更内容を記載）

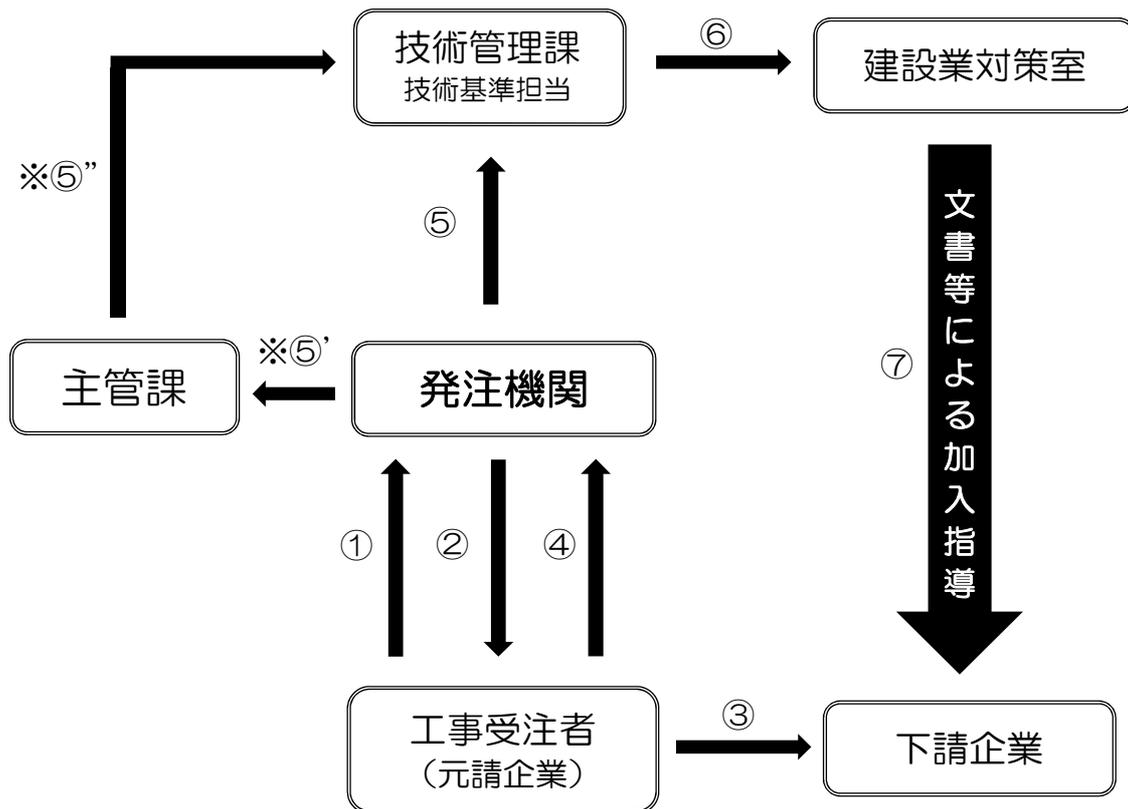
4. 提出・問合せ先

技術管理課 技術基準担当

TEL 055-223-1682（内線 7155）

社会保険加入指導強化における実施フロー

○施工体制台帳により、未加入企業が確認された場合、次のフローにより加入指導強化を実施する。



- ① 施工体制台帳提出（別添1 チェックリスト確認）
- ② 工事打合簿により、元請企業に対し、下請企業へ社会保険に加入するよう指導する旨の通知（別添2）
- ③ 元請企業が下請企業に加入指導
- ④ 加入指導内容を発注者に報告（通知から7日以内に報告）
- ⑤ 通報様式（別添3）に必要事項を記載し、施工体制台帳・施工体系図の写しと併せ提出（※⑤'、※⑤”は、農務部・森林環境部・企業局が対象）
- ⑥ 通報様式（別添3）、施工体制台帳・施工体系図の情報提供
- ⑦ 文書等による加入指導

◎ 通報様式等は、指導内容の報告を受けてから提出

【施工体制台帳(写し)提出時のチェックリスト】

確認事項

- 下請負人が指名停止期間中(山梨県)でない。
- 施工体制台帳、施工体系図、工事担当技術者台帳に必要事項が誤りなく記載されている。
- 下請負人が建設業許可者である。
 [1件の契約額が500万円以上(建築工事の場合1,500万円以上、又は延べ面積150㎡以上の木造住宅工事)の場合。
 ※注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送賃を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを上記の額とする。(建設業法施行令)]
- 元請負人は特定建設業許可業者であり、「現場代理人及び技術者通知書」により監理技術者が通知されている。
 [1件の下請負契約金額、あるいは複数の下請負契約額の総額が4,000万円(建築工事の場合6,000万円)以上の場合]
- 下請負人の社会保険加入の有無を確認している。

発注者に提出する書類

- ①施工体系図(様式-18)
- ②工事担当技術者台帳(様式-19)
- ③本チェックリスト【施工体制台帳(写し)提出時のチェックリスト】
- ④施工体制台帳の写し(様式-16)
- ⑤別紙-2チェックリスト【下請負契約書記載事項のチェックリスト】(契約毎に)
- ⑥下請負契約書の写し(2次以下の下請負契約も含む)
- ⑦下請負人の建設業許可証の写し(2次以下の下請負契約も含む)(建設業許可業者の場合)
- ⑧下請負人の技術者に関する技術者資格者証等の写し(2次以下の下請負契約も含む)(建設業許可業者の場合)
- ⑨別紙-3チェックリスト(再下請負通知書のチェックリスト)(再下請負契約がある場合、契約毎に)
- ⑩再下請負通知書の写し(様式-17)(再下請負契約がある場合)

※発注者に提出すべき書類は、下請負契約状況に応じて異なります。
 「(参考)発注者に提出する書類」を参照して下さい。

(参考)施工体制台帳を作成する際に元請業者が行うこと

- 施工体制台帳の作成および現場への備え置き(建設業法第24条の7第1項)
- 施工体制台帳に添付する書類は次のとおり(建設業法施行規則第14条の2第2項)
 - ・元請負人と発注者との契約書の写し
 - ・元請負人と下請負人との契約書の写し
 - ・元請負人の主任(又は監理)技術者が、その資格を有することを証する書面の写し
 - ・元請負人の主任(又は監理)技術者が、雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面の写し
 - ・専門技術者を配置する場合、その者がその資格を有することを証する書面の写し
 - ・専門技術者を配置する場合、その者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面の写し
- 施工体系図の作成及び見やすい場所への掲示(建設業法第24条の7第4項)
- 次に掲げる事項を下請負人に通知するとともに、当該事項を記載した書面の現場への掲示(建設業法施行規則第14条の3)
 - ・元請負人の商号又は名称
 - ・再下請通知を行わなければならない旨と再下請け通知を提出すべき場所

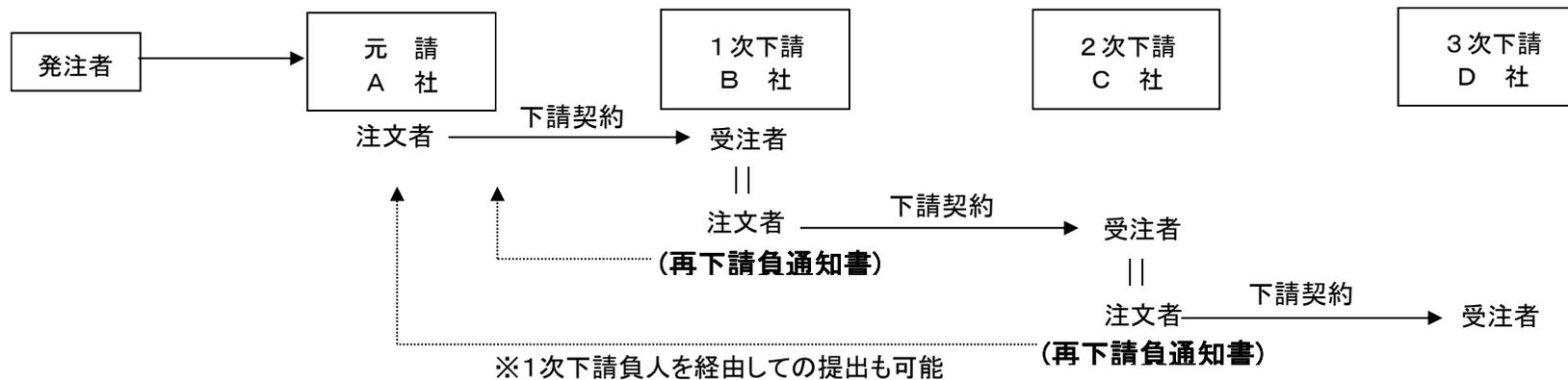
自 社 (元 請) 名 :	下請負契約金額(税込): (以下に記載する金額の計)	_____	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名1:	下請負契約金額(税込):	_____	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名2:	下請負契約金額(税込):	_____	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名3:	下請負契約金額(税込):	_____	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名4:	下請負契約金額(税込):	_____	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名5:	下請負契約金額(税込):	_____	特定・一般・許可無し

【再下請負通知書のチェックリスト(元請業者確認用)】

注文者名：(第 次下請) _____
 受注者名： _____

- 再下請負通知書必要事項が誤りなく記載され、定められた書式により提出されている。
 - 下請負契約書の写しが添付されている。
 - 受注者の建設業許可証の写しが添付されている。
- (1件の契約額が500万円以上(建築工事の場合1,500万円以上、又は延べ面積150㎡以上の木造住宅工事)の場合)
- ※注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送料を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを上記の額とする。(建設業法施行令)
- 受注者の技術者に関する技術者資格者証等の写し(建設業許可業者の場合)が添付されている。
 - 受注者が指名停止期間中(山梨県)でない。
 - (元請業者は)施工体系図及び工事担当技術者台帳を更新した。
 - 受注者の社会保険加入の有無を確認している。

【再下請負通知書等の作成イメージ】



所 長		次 長		施 工 管 理 幹		課 長		担 当	
--------	--	--------	--	-----------------------	--	--------	--	--------	--

工 事 打 合 簿

発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input checked="" type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> その他 ()		
契約番号	〇〇建設事-17-0000		
事業名	〇〇〇事業費		
工事名	〇〇道路改良工事 記載例		
工事場所	甲府市丸の内地内		
受注者名	(株)〇〇建設		
<p>(内 容)</p> <p>..... 下請企業の社会保険加入について</p> <p>..... 下請企業である〇〇組において、施工体制台帳を確認したところ、〇〇保険と〇〇保険</p> <p>..... が未加入となっているため、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(国交省.HP</p> <p>..... 参照)に基づき、〇〇組に保険に加入するよう指導し、7日以内に指導内容(〇〇組の</p> <p>..... 対応状況を含む)を報告すること</p> <p>..... また、未加入企業には、建設業法に基づき、建設業対策室から文書等による加入指導が</p> <p>..... あることを下請企業に知らせること</p> <p>..... なお、報告後、〇〇組の保険加入状況に変更があった場合は、施工体制台帳を再度、提出</p> <p>..... すること</p> <p>添付図 葉、その他添付図書</p>			
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	受 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	監督員	(印)	平成 年 月 日
	現場代理人 主任(監理)技術者	(印) (印)	平成 年 月 日

(注) 打合わせの都度2部作成し、各々保管する。

(通報様式)

未加入建設業者(指導業者)リスト

○元請情報

発注者名	契約番号	工事名称	請負者
〇〇〇〇〇建設事務所	〇〇-〇〇〇〇	△△△△△△△△△△工事	(株)□□□土木

報告日を記載。追加は、追加報告日を記載。

通報日:平成30年〇月〇日

○未加入企業情報

下請 次数	商号又は名称	所在地	電話番号	許可番号	備考
2	(株)□□□□組	甲府市丸の内1丁目	000-000-0000	第〇〇〇〇号	報告済 <u>5/31加入</u>
1	(有)〇〇建設	甲府市丸の内1丁目	000-000-0000	なし	追加 <u>6月中加入予定</u>
2	(有)〇〇組	甲府市丸の内1丁目	000-000-0000	なし	<u>追加</u>

- ※1 工事毎に作成し、未加入企業が確認された都度、報告する。(通報日は、報告する日を記載)
- ※2 当該未加入企業に係る施工体制台帳(再下請負通知書)の写し、施工体系図の写しを添付する。
- ※3 通報後、加入状況に変更があった場合は、施工体制台帳のみ添付し、報告する。(備考欄に変更内容を記載)